

週刊エフアンドパートナーズ

平成30年7月17日号

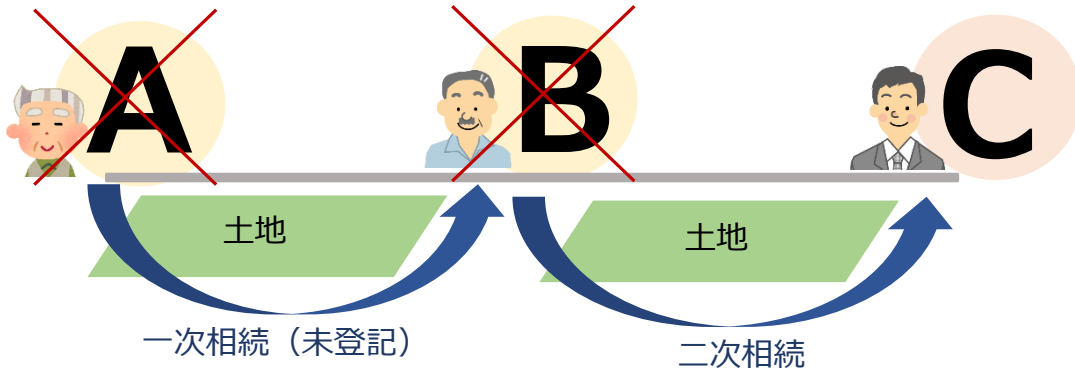


相続による土地の所有権移転登記 に対する登録免許税の免税措置について

平成30年度税制改正

相続による土地の所有権の移転の登記について、
次の登録免許税の免税措置が設けられました。

個人が相続（相続人に対する遺贈も含みます。）により土地の所有権を取得した場合において、その個人が土地の所有権の移転の登記を受ける前に死亡したときは、2018年4月1日から2021年3月31日までの間に申請する、当該個人を当該土地の所有権の登記名義人とするために登記については、**登録免許税を課さない**こととされました。



「C」が一次相続について
相続登記を申請

登録免許税を免税
平成33年3月31日まで

「B」から「C」への相続による
所有権移転登記は、この免税措置の対象外

登記名義人となっている被相続人Aから相続人Bが相続により土地の所有権を取得した場合、その相続登記をしないまま相続人Bが亡くなったときは、相続人Bをその土地の登記名義人とするための相続登記については、登録免許税が免税となります。

不動産の登記名義を放置することは、事後的に大きな問題になりかねません。
もし相続が発生したものの、登記の名義がかわっていないような不動産をお持ちであれば、
速やかに私どもF&Partnersにご相談ください。

今週の
お客様の声

依頼して
良かった点は？

京都市 つかもと様

プロとして、こちらの要求以上のご提案と頂けたこと。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 0120-256-113

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

